

# 中小事業者等が新規取得した 先端設備等に係る課税標準の特例について 〈固定資産税（家屋・償却資産）のお知らせ〉

名古屋市

中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の資産に係る固定資産税（家屋・償却資産）について、3年間ゼロに軽減されます（地方税法附則第64条）。

適用条件を確認のうえ、資産を取得した翌年の1月1日から1月31日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに、必要書類を添付して、資産が所在する区を担当する市税事務所に提出してください。

## 特例対象資産

以下の条件を満たすもの

〈条件〉

- ① 名古屋市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したものであること。
- ② 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものであること（事業用家屋を除く。）
- ③ 生産、販売活動等の用に直接供するもの
- ④ 中古資産でないもの
- ⑤ 以下の表の条件を満たすもの

区分	資産の種類	取得期間 (※)	用途又は 細目	1台1基又は 一の取得価額	販売開始 時期
償却 資産	機械装置	平成30年 6月6日 から 令和5年 3月31日 まで	全て	160万円以上	10年以内
	工具		測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
	器具備品		全て	30万円以上	6年以内
	建物附属設備		全て	60万円以上	14年以内
	構築物		全て	120万円以上	14年以内
家屋	事業用 家屋	令和2年 4月30日 から 令和5年 3月31日 まで	・新築の家屋であること ・家屋の内外に取得価額の合 計額が300万円以上の先端 設備が一体となって設置さ れること	120万円以上	

※ただし、先端設備等導入計画認定後に取得したものに限りません。

## 特例内容

3年間、課税標準額をゼロに軽減

## 特例対象者

個人：常時使用する従業員数が1,000人以下である方。

法人：資本金の額または出資金の額が1億円以下である法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人。

**※以下のいずれかに該当する法人（みなし大企業）は、特例措置の対象外です。**

- ・同一の**大規模法人**(資本金が1億円を超える法人等)に発行済株式もしくは出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人。
- ・2以上の大規模法人に発行済株式もしくは出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人。

## 提出書類

<償却資産・事業用家屋共通>

- ・先端設備等導入計画の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し

※所有権移転外リース取引の場合は、加えて以下の書類も必要です。

- ・リース契約書の写し
- ・固定資産税軽減額計算書の写し

<償却資産>

- ・償却資産申告書
- ・当該設備に係る工業会等からの証明書の写し

<事業用家屋>

- ・課税標準特例該当家屋申告書
- ・建築確認済証
- ・家屋の見取り図
- ・先端設備の購入契約書
- ・当該家屋の事業用割合を示す書類

## お問い合わせ先・提出先

○先端設備等導入計画の認定についてのお問い合わせ先

経済局産業労働部中小企業振興課経営支援係 TEL (052)735 -2100

○固定資産税に係る特例に関するお問い合わせ先・提出先

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産や家屋をお持ちの方)

栄市税事務所固定資産税課

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)

償却資産係 TEL (052)959-3309 家屋係 TEL (052)959-3308

(西区、中村区、中川区、港区に償却資産や家屋をお持ちの方)

本陣市税事務所固定資産税課

〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)

償却資産係 TEL (052)433-4028 家屋係 TEL (052)433-4027

※ささしま市税事務所は令和5年1月4日に本陣市税事務所へ移転しました。

(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産や家屋をお持ちの方)

金山市税事務所固定資産税課

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)

償却資産係 TEL (052)324-9809 家屋係 TEL (052)324-9808

(令和5年1月現在の法令に基づいて作成しています)